



発行 東京都

目次

76

告示

○知事指定薬物の指定の失効……………
……………（福祉保健局健康安全全部業務課）…

告示

●東京都告示第七百三十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都
条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定
薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規
定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舛添 要

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一（ベンゾフランー五ーイル）ーNーエ

チルプロパンーニアミン（通称名五ーEA

PB）及びその塩類

(二) 化学名 一（ニフルオロフェニル）プロパンー

ニアミン（通称名二FMP）及びその塩類

(三) 化学名 一（四フルオロフェニル）ーニー（イ

ソプロピルアミノ）ペンタンーニオン（通
称名四F-I-P-V）及びその塩類

(四) 化学名 一（四フルオロフェニル）ーニー（メ
チルアミノ）オクタンーニオン（通称名四
F-I-o-c-t-e-d-r-o-n-e）及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有
効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に
規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医
療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二
十六年厚生労働省令第四百七号）の施行により、医薬
品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関
する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十
五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるた
め

三 失効年月日

平成二十七年一月五日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002